

### 1 目的

- 1.1 本規程は、一般社団法人日本セパタクロ一協会(以下、「当法人」という。)の組織及び運営に関する基本かつ重要な事項を成文化したものである。
- 1.2 当法人の役員、会員、その他当法人の組織及び運営に関わる者は全て、本規程を理解し、遵守する義務がある。
- 1.3 上記各目的を達成するため、本規程は、なるべく分かり易い平明な文章で記述し、使い易く、かつ当法人の組織及び運営の適正化、効率化に資する内容でなければならない。

### 2 構成

- 2.1 本規程は、複数の規則、付属細則、付属別表、付属別図、及び付属様式から構成されている。
- 2.2 付属細則等の命名ルール
  - 2.2.1 付属細則の名称は、「規則n付属細則\_\_サブタイトル」とし、名称中の「n」は、当該付属細則の制定根拠となる本規程中の規則番号とする。
  - 2.2.2 「\_\_サブタイトル」は自由付与とし、なくても構わない。
  - 2.2.3 付属別表、付属別図及び付属様式の名称は、「規則n付属別表\_\_サブタイトル」、「規則n付属別図\_\_サブタイトル」、「規則n付属様式\_\_サブタイトル」とし、以下同様とする。

### 3 最新管理の必要性

- 3.1 規則1の目的を達成するため、本規程(規則、付属細則、付属別表、付属別図、付属様式)は、本規程によって定められた所管部門によって、適切に維持管理され、必要があれば改正することによって、常に最新管理されていなければならない。
- 3.2 本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程の維持管理は総務委員会が主管し、その改廃は理事会決議によるものとする。

### 4 定款との整合性

本規程は、当法人の定款に基づき作成され、定款で定めた内容に反するものであってはならない。

## **2章 会員及び会員管理**

### **5 会員種別**

当法人の会員は、当法人の定款第6条(会員の種別)に基づき、下表の会員種別から構成される。このうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員(当法人の定款第3章(社員総会)に規定する社員総会の構成員たる会員)とする。

会員種別	会員区分	定義
正会員	当法人の目的に賛同し、当法人の運営に携わるために入会した個人又は法人	
一般会員	当法人が主催する競技会に参加するために入会した者若しくは国際競技会へ選手派遣に協力できる者	
	一般個人	セパタクロ一競技を愛好する者で、「学生個人」に該当しない個人
	学生個人	セパタクロ一競技を愛好する者で、大学(大学院、短期大学又は高等専門学校を含む)、高校、中学校、小学校に在学中の個人
賛助会員	当法人の目的に賛同し、当法人を支援、賛助する個人又は法人	

### **6 入会**

#### **6.1 正会員**

6.1.1 正会員として入会しようとするものは、入会申込書(付属様式)を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

6.1.2 正会員は、社員総会の議決権を有する。

#### **6.2 一般会員**

6.2.1 一般会員として入会しようとする個人は、会員登録票(付属様式)を提出するものとする。

6.2.2 選手登録をした一般会員は、当法人が主催する大会に参加することができる。

#### **6.3 賛助会員**

賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書(付属様式)を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

### **7 会員名簿**

7.1 提出された入会申込書及び会員登録票は、総務委員会がファイリングし、これをもって当法人の定款第12条(会員名簿)に規定する「会員名簿」とする。

7.2 会員名簿の維持管理、保管は総務委員会が行う。

### **8 入会金・年会費**

8.1 正会員、一般会員及び賛助会員は、それぞれ下表に定める入会金及び年会費を納入しなければ

ならない。入会金は、入会時のみに納入り、年会費は、毎年年度当初に納入するものとする。

会員種別	入会金	年会費
正会員	5,000 円	6,000 円
一般会員	5,000 円	6,000 円
賛助会員	1 口 5,000 円を 1 口以上	1 口 6,000 円を 1 口以上

- 8.2 年度の途中に入会した者も、規則 8.1 に基づく年会費を全額支払うものとする。
- 8.3 規則 8.1 の定めに関わらず、入会金、年会費は、当法人の定款第 8 条(入会金及び会費)に基づき、社員総会の決議で変更することができる。

## 9 入会金・年会費の納入管理

- 9.1 入会金、年会費の納入管理、未納者への催告は、総務委員会が行う。
- 9.2 会員が正当な理由なく年会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないときは、当法人の定款第 9 条第 2 項(退会みなし)に基づき、当該会員が退会したものとみなすことができる。

## 10 退会

- 10.1 正会員、一般会員及び賛助会員は、退会届(付属様式)を会長に提出して、いつでも任意に当法人を退会することができる。
- 10.2 会員が死亡又は解散したとき、若しくは総正会員の同意があるときは、当法人の定款 9 条 2 項(退会みなし)に基づき、当該会員が退会したものとみなすことができる。
- 10.3 提出された退会届は総務委員会が管理、保管し、会員名簿に退会した旨を記録しなければならない。

## 11 除名

- 11.1 会員が、次のいずれかに該当する場合は、当法人の定款第 19 条第 2 項(社員総会の特別決議)で定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。
  - ・当法人の定款に違反したとき
  - ・当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
  - ・その他除名しようとするべき正当な事由があるとき
- 11.2 正会員を除名しようとする時は、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えるなければならない。
- 11.3 会長は、正会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

## 12 入会金・年会費等の不返還

会員が、すでに納入りした入会金、年会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

## 13 会員の有効期間

会員の有効期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎年更新するものとする。ただし、年度

途中に入会した者は、入会した日から年度末(次の3月31日)までとする。

## 14 選手登録

### 14.1 登録

当法人が主催する大会に参加する選手は、当法人に個人として定款第7条に規定する選手登録を行わなければならない(以下、個人登録した選手を「登録選手」という。)。

### 14.2 手続

選手登録に関する手続きは、別途定めるものとする。

### 14.3 登録選手としての地位

登録選手は、一般会員としての地位を失った場合には、同時に、登録選手としての地位も失う。

## 15 クラブチーム登録

### 15.1 定義

クラブチームとは、当法人が主催する競技会に参加するセパタクロ一競技団体の基本単位である。

### 15.2 登録

15.2.1 当法人に登録をしようとするクラブチームは、登録申請書(様式第1)を毎年4月末日までに当法人事務局まで送付しなければならない。

15.2.2 当法人に登録したクラブチームは、当法人が主催する競技会の各種目について、競技会ごとに定められる上限数枠内のレグを競技会参加ごとに出場登録することができる。ただし、第14項の選手登録を行っていない選手は、競技会に選手として参加することができない。

15.2.3 年度途中の登録は認められるが、手続が競技会参加受付期限までに完了していない場合には、その大会には参加申込みすることができない。

### 15.3 変更手続き

15.3.1 既に当法人へ登録手続を完了したクラブチームは、登録申請書の内容に変更があった場合、遅滞なく速やかに変更内容を記載した登録内容変更届(様式第2)を当法人事務局へ送付しなければならない。

15.3.2 変更が届けられていない場合、当法人事務局の判断により大会参加申し込みができない場合がある。

### 15.4 登録費用

15.4.1 クラブチームの年間登録費は、クラブチーム当たり5,000円とし、登録申請時に納入しなければならない。

15.4.2 登録手続が完了した後の登録費の返還は認められない。

## 16 加盟団体登録

### 16.1 定義

加盟団体とは、各都道府県におけるセパタクロ一競技を統括し、その普及振興を担い、当法人の趣旨に賛同する団体(都道府県協会等)、及び、セパタクロ一競技において、チーム又は選手の属性によって分類された競技団体を統括する全国組織又はそれに準ずる団体(各種連盟等)で、

当法人に加盟した団体をいう。

## 16.2 登録

16.2.1 当法人の加盟団体に登録しようとする団体は、次に示す関係書類に必要事項を記入して当法人事務局まで提出し、理事会の承認を得るものとする。

- (ア) 加盟申請書(様式第●)
- (イ) 団体規約及び諸規程
- (ウ) 役員名簿(様式第●)
- (エ) 傘下所属／登録団体及び支部等(もしあれば)の情報が記載された名簿

16.2.2 加盟団体は、別途定める入会金及び年会費を納入しなければならない。なお、入会金は入会時のみに納入し、年会費は毎年年度当初に納入するものとする。

16.2.3 年度途中に入会した加盟団体は、16.2.2 項の年会費を、入会時に全額支払うものとする。

16.2.4 加盟団体の入会費及び年会費は、理事会の決議で変更することができる。

16.2.5 加盟団体は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく当法人に届け出なければならない。

- (ア) 団体規約
- (イ) 役員
- (ウ) その他当法人に提出済みの規程等の文書
- (エ) 傘下所属／登録団体及び支部等の構成

16.2.6 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

## 17 指導者登録(トレーナー等を含む)

指導者に関する登録については、別途定めるものとする。

## 18 審判員登録

審判員に関する登録については、別途定めるものとする。

### **3章 機関**

#### **19 社員総会**

19.1 社員総会は、当法人の最高意思決定機関である。

##### **19.2 議事録の作成、保管**

19.2.1 社員総会の意思決定は、議事録として記録し、管理保管しなければならない。

19.2.2 議事録には、社員総会における報告事項、審議事項及び審議の結果を記録し、提出された添付書類と共に保管すること。

19.2.3 社員総会の議事録の作成、管理保管は、総務委員会が行う。

#### **20 理事会**

20.1 社員総会決議事項以外の意思決定は、理事会が行う。

##### **20.2 議事録の作成、保管**

20.2.1 理事会の意思決定は、議事録として記録し、管理保管しなければならない。

20.2.2 議事録には、理事会における報告事項、審議事項及び審議の結果を記録し、提出された添付書類と共に保管すること。

20.2.3 理事会の議事録の作成、管理保管は、総務委員会が行う。

##### **20.3 常務理事会**

20.3.1 当法人に常務理事会を設置し、理事会に付議する事項は、あらかじめ常務理事会において審議することができる。

20.3.2 常務理事会の構成員は、専務理事、常務理事、事務局長とする。

#### **21 理事**

21.1 理事は、理事会を構成し、理事本人が理事会に出席しなければならない。代理出席は許されない。

21.2 理事は社員総会において選任される。

21.3 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

21.4 理事会決議によって、理事の中から会長、副会長、専務理事、常務理事を選定する。

21.5 会長は、当法人を代表し、業務を執行する。

21.6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、会長の職務を代行し又はその職務を行う。

21.7 専務理事、常務理事は、理事会の決議に基づき、定められた所掌業務を掌理し又は分掌する。

21.8 理事及び会長たる代表理事の新任、退任、再任がある場合には、役員変更登記を行わなければならない。

#### **22 監事**

22.1 監事は、理事及び理事会の職務執行を監督する。

22.2 監事は社員総会において選任される。ただし、監事は理事を兼務することはできない。

- 22.3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 22.4 監事の新任、退任、再任がある場合には、役員変更登記を行わなければならない。
- 23 役員報酬等
- 23.1 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。
- 23.2 理事及び監事が職務執行に要する旅費交通費の支給に関しては、付属細則の定めるところによる。
- 24 名誉会長・顧問
- 24.1 当法人は、諮問機関として、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 24.2 名誉会長及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることはできるが、議決権は有しない。
- 24.3 名誉会長及び顧問は、知識・経験・実績を兼ね備えた者の中から、会長が指名し、任期は2年とする。
- 25 事務局
- 25.1 事務局は、当法人の各機関若しくは各組織、又は各種関連団体等と連携、協力して、組織横断的に機能する窓口組織であり、当法人の業務及び事務が円滑に実行されるために機動的に機能することが要求される。
- 25.2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 25.3 事務局に必要な職員を置くことができ、当該職員は会長が任免する。
- 25.4 職員に対しては、付属細則の定めるところにより、俸給その他の給与を支給することができる。
- 26 役員名簿
- 26.1 総務委員会は、理事、監事、名誉会長、顧問(以下、本規程において「役員等」という。)の氏名、役職、所掌業務、任期(始期及び終期)を記載した役員名簿(付属別表)を作成し、管理保管しなければならない。
- 26.2 総務委員会は、役員等の新任、退任、再任がある場合には、役員名簿を変更し、常に最新管理しなければならない

## **4章 内部組織**

### **27 組織構成**

- 27.1 当法人の組織は、主に委員会で構成される。
- 27.2 委員会とは、当法人の業務を実施するための組織であり、当法人の業務実施に必要な単位で設置される。
- 27.3 委員会の設置、廃止は、理事会決議によるものとする。

### **28 組織図**

この法人の組織は付属別図のとおりとする。

### **29 所掌業務**

各委員会の所掌業務は下表のとおりとする。

委員会	所掌業務
総務委員会	選手登録、社員総会及び理事会の運営、契約、各種書類の発行、その他当法人の総務、人事、財務に関する事
ディベロップメント委員会	スポンサー、助成金、賛助会員の獲得等、協会規模拡大のための施策に関する事
大会運営委員会	大会企画、大会プログラムの作成、スケジュール進行、設営・撤収、用具運搬等、大会運営に関する事
強化・育成委員会	選手の育成・強化、代表選手選考、情報戦略に関する事
普及・広報委員会	講習会実施、展示指導、指導者派遣、メディア対応、リリース配信、PR活動、WEB管理、その他競技の普及・広報に関する事
医科学委員会	競技に関する医科学データの収集・分析・評価・反映、大会におけるメディカルサポート、その他医科学(ドーピングを含む)に関する事
倫理委員会	セクシャルハラスメントの防止、指導における暴力排除をはじめとする倫理に関する規則の啓蒙、遵守の徹底、倫理に関する問題に対する対応
ルール・審判委員会	審判育成、ライセンスの発行、ルールの改訂、周知
コンプライアンス委員会	法令や内規に基づいてガバナンスが適切にされているかを管理する
アンチ・ドーピング委員会	医科学委員会と共同してアンチ・ドーピングに対する選手教育等に関する事
アスリート委員会	アスリート・ファーストに基づいて協会運営が効果的に進められているか、代表選手等の選考基準の明確化・透明化が図られているかを管理する
国際委員会	ISTAF/ASTAF/各国 NFとの連携
環境委員会	セパタクロー競技を通して環境保全等のアピール活動を啓蒙する

## 30 委員会

### 30.1 構成

30.1.1 委員長は、理事の中から会長が任命する。

30.1.2 委員は、会員又は学識経験者等必要な専門知識と技能を有する者の中から委員長が指名し、理事会に諮って、会長が委嘱する。

30.1.3 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 30.2 名簿の作成

30.2.1 委員長は、委員会名簿(付属別表)を作成しなければならない。

30.2.2 当名簿には、委員長及び委員の氏名、役職、職業、任期(始期及び終期)を記載しなければならない。

### 30.3 委員会の議事

30.3.1 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

30.3.2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

30.3.3 会長、副会長及び議題に関するその他の理事は、委員会に出席して意見を述べができる

### 30.4 委員会細則の作成

本規則に定める他、各委員会は、所掌業務の実施、その他委員会の運営に必要な事項を、委員会細則として、定めることができる。

## 31 組織の設置、変更及び廃止等

31.1 上記の他、重要な組織の設置変更及び廃止については、理事会の決議により決定する。

31.2 各組織は、所掌業務を遂行するために必要な組織(重要な組織を除く。)を設置することができる。

## 5章 大会及び大会参加

### 32 主催大会

当法人が主催する主な大会は、以下のとおりである。

- ・全日本選手権大会
- ・全日本オープン選手権大会
- ・全日本ジュニア選手権大会

その他、競技種別・種目ごとの大会、あるいは、参加者の属性で区別される大会等を年次の事業計画に従い適宜開催する。

### 33 後援、協賛大会

33.1 当法人は、理事会決議に基づき、第三者が主体となって開催するセパタクロ一競技の大会の応援、援助をするために、後援又は協賛することができる。

33.2 「後援」とは、応援、援助の内容が、原則として名義使用の承認に限るものをいう。

33.3 「協賛」とは、応援、援助の内容が、名義使用の承認に加えて、協賛金等の費用負担、物品貸与がある場合など、「後援」に比べて、当法人の関与の度合いが強い場合をいう。

### 34 国際大会

当法人が代表選手を派遣する主な国際大会は以下のとおりである。

- ・アジア競技大会(アジアオリンピック評議会主催)
- ・タイ国王杯世界選手権大会(国際セパタクロ一連盟主催)

その他、開催される大会へ適宜、選手を派遣する。

### 35 大会周知

35.1 年度の事業計画策定時に、理事会決議に基づき、当該年度の主催大会、国際大会を決定する。

35.2 決定された大会は、普及・広報委員会が、当法人のホームページ上に公開し、当法人の会員に周知しなければならない。

### 36 主催大会への参加

当法人が主催する大会に出場する選手は、当法人に前もって個人として一般会員登録されていなければならない。(登録されたクラブチームの所属であるということだけでは出場資格を満たさない。)

- 36.1 当法人に個人で登録(個人登録)しなければならない。
- 36.2 大会に参加するためには、大会毎に所定のエントリーシート(付属様式)を提出し、参加費用を支払わなければならない。
- 36.3 当法人が主催する大会への参加費用は、別途定めるものとする。

### 37 代表選手の選考

- 37.1 アジア競技大会の代表選手は、登録選手の中から強化・育成委員会委員長が推薦し、理事会の決議で決定する。
- 37.2 その他の国際大会の代表選手は、登録選手の中から強化・育成委員会委員長が決定する。
- 37.3 本規則に定める他、代表選手の選考に関する詳細は、付属細則において定めることができる。

### 38 代表の国内合宿、海外合宿、国際大会等への派遣

- 38.1 選手団は、団長、代表監督、代表コーチ、トレーナー、スタッフ及び代表選手で構成される。
- 38.2 団長及び代表監督は、会長が指名する。
- 38.3 代表コーチ、トレーナー、スタッフは、強化・育成委員の中から、会長が指名する。
- 38.4 国内合宿、海外合宿、国際大会等への派遣における旅費、日当及び宿泊費等に関しては、付属細則において定める。

## **6章 倫理に関する規則**

### 39 適用対象

- 39.1 この規程における規律の対象となる個人は、以下に定めるとおりとする(以下、本規程において「関係者」という。)。
  - 39.1.1 当法人の正会員
  - 39.1.2 当法人の一般会員
  - 39.1.3 当法人の賛助会員
  - 39.1.4 当法人の理事及び監事
  - 39.1.5 当法人の名誉会長及び顧問
  - 39.1.6 当法人の委員会を構成する委員(以下、単に「委員」という。)
  - 39.1.7 当法人の事務局職員(以下、単に「職員」という。)
- 39.2 この規程における規律の対象となる団体は、以下に定めるとおりとする(以下、本規程において「関係団体」という。)。
  - 39.2.1 当法人のクラブチーム
  - 39.2.2 当法人に加盟した都道府県協会等
  - 39.2.3 当法人に加盟した各種連盟等
  - 39.2.4 賛助会員たる団体
- 39.3 関係者は、関係者の不祥事により、当法人の社会的信用を損なうことを防ぎ、もって、当法人に対する社会的な信頼を確保するため、この章に定める規則を守らなければならない。

### 40 関係者の基本的責務

関係者は、当法人の定款第2条(目的)に定める目的を達成するため、本規程その他当法人との関係において義務付けられた職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

#### 41 関係者の遵守義務

- 41.1 関係者は、法令、定款、本規程を含む当法人の一切の規程類・規則類を遵守しなければならない。
- 41.2 関係者は、暴力、セクシャルハラスメントを含むあらゆるハラスメント、差別、八百長等の不適切な行為を行ってはならないとともに、これらの行為を自ら行つていなくとも放置してはならない。
- 41.3 関係者は、ドーピング等薬物乱用などの行為を行つてはならず、別に定めるドーピング防止規程にも従う義務を負う。
- 41.4 関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 41.5 関係者は、日常の行動について、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して、自己の利益を図ることや、他者を加害すること、斡旋・強要をしてはならない。
- 41.6 関係者は、経理処理に関して、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正処理を行つてはならない。
- 41.7 関係者は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当法人の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

#### 42 所管部門

倫理に関する事項は、倫理委員会が取り扱う。ただし、理事会は、事案の規模や性質、社会的な影響等に鑑み必要があると判断した場合には、その決定により、当法人との間に利害関係のない第三者により構成される調査委員会(以下、「第三者委員会」という。)を設置し、第三者委員会に対し、処分対象事由の有無、処分の要否及び処分内容の検討その他必要な事項について、独立して調査審議し、その結果を理事会に答申することを委託することができる。

#### 43 不祥事に対する対処等

- 43.1 第35項に規定する遵守義務に違反したことをもって処分対象事由とする。
- 43.2 処分内容は、次に掲げる処分対象者となった個人あるいは団体の区分に応じそれぞれ定める。

##### 43.2.1 正会員、一般会員、賛助会員

- ① 永久追放 定款10条に基づき会員としての地位を剥奪し、以後、入会を認めない。
- ② 除名 定款10条に基づき会員としての地位を剥奪する。
- ③ 無期の資格停止 登録選手としての資格を無期限に停止する(一般会員のみ)
- ④ 有期の資格停止 登録選手としての資格を有期限で停止又は有期限で再登録を禁止する(一般会員のみ)。
- ⑤ 戒告 文書により注意し戒める。

##### 43.2.2 理事、監事

- ① 永久追放 定款第29条に基づき役員としての任を解き、以後、役員に選任しない。
- ② 解任 定款第29条に基づき役員としての任を解く。
- ③ 戒告 文書により注意し戒める。

### 43.2.3 名誉会長、顧問

- ① 永久追放 名誉会長あるいは顧問としての任を解き、以後、これらに選任しない。
- ② 解任 名誉会長あるいは顧問としての任を解く。
- ③ 戒告 文書により注意し戒める。

### 43.2.4 委員

- ① 永久追放 委員としての任を解き、以後、これらに選任しない。
- ② 解任 委員としての任を解く。
- ③ 戒告 文書により注意し戒める。

### 43.2.5 職員

当法人の就業規則に基づき取り扱うものとする。

### 43.2.6 当法人に加盟した都道府県協会等及び各種連盟等

- ① 永久追放 加盟団体としての地位を剥奪し、以後、加盟を認めない。
- ② 除名 加盟団体としての地位を剥奪する。
- ③ 戒告 文書により注意し戒める。

### 43.2.7 クラブチーム及び賛助会員である団体

- ① 永久追放 会員としての地位を剥奪し、以後、入会を認めない。
- ② 除名 会員としての地位を剥奪する。
- ③ 無期の資格停止 登録団体としての資格を無期限に停止する。
- ④ 有期の資格停止 登録団体としての資格を有期限で停止する又は有期限で再登録を禁止する。
- ⑤ 戒告 文書により注意し戒める。永久追放

## 43.3 事実調査

### 43.3.1 倫理委員会は、次に掲げる場合には、処分対象事由の有無について調査を開始することができる。

- ① 暴力等相談窓口から事実調査を付託されたとき
- ② その他、倫理委員会が処分対象事由を有すると思料したとき

### 43.3.2 倫理委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者(以下、「審査対象者」という。)及び当該事案に関係する者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

### 43.3.3 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、正会員並びに一般会員たる個人及び団体は、事実調査に協力する義務を負う。

## 43.4 処分答申

### 43.4.1 倫理委員会は、前項の事実調査をふまえ、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。

### 43.4.2 倫理委員会は、処分内容については第 37 項を基準とし、処分対象事由の内容、程度及び情状に応じて適切な処分を答申するよう努める。

### 43.4.3 倫理委員会は、審査対象者に弁明の機会を与えなければならない。

### 43.4.4 審査対象者は、倫理委員会に対し、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

43.4.5 倫理委員会は、処分の要否及び処分内容の検討結果を理事会に答申しなければならない。

#### 43.5 処分決定

43.5.1 理事会は、倫理委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。

43.5.2 当該事案の利害関係人は、処分の要否及び内容を決定する理事会の審議に加わることができない。

43.5.3 理事会は、処分の要否及び内容を決定するにあたり、審査対象者に弁明の機会を与えるべきなければならない。

43.5.4 理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者に対して書面で通知しなければならない。

- ① 審査対象者の表示
- ② 処分内容
- ③ 処分の対象となった事実
- ④ 処分の理由

43.5.5 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

43.5.6 処分を受けた者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条第2項に規定する競技者等に該当する者は、スポーツ仲裁規則に従って、スポーツ仲裁を申し立てることができる。

#### 44 委任

本規程に定めるもののほか、倫理に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

### 45 個人情報保護の基本理念

- 45.1 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われ、その適正な取り扱いが図られなければならない。
- 45.2 当法人は、規則 39.1に基づく個人情報保護を達成するため、当法人において個人情報を取り扱う者すべてに対して、この章に定める規則の周知徹底を図ると共に、当法人の個人情報保護の基本方針を別に定め、当法人のホームページに掲げることとする。

### 46 定義と適用範囲

#### 46.1 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもののうち、検索することができるよう体系的に構成された個人情報をいう。

#### 46.2 適用範囲

本章の規定は、当法人が事業運営において取得したすべての個人情報が対象となる。

### 47 利用目的の特定

個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできるだけ特定しなければならない。

### 48 適正な取得

- 48.1 個人情報は、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。適法かつ公正な手段によって個人情報を取得しなければならない。
- 48.2 個人情報を取得したときは、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

### 49 目的外利用の禁止

取得した個人情報は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

### 50 内容の正確性の確保

取得した個人情報は、利用目的の範囲内で、正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

### 51 安全管理措置

取得した個人情報の漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

### 52 個人情報取扱者の監督

取得した個人情報を管理するために、個人情報を取り扱う者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 53 第三者提供の制限

取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の第三者に提供してはならない。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合
- ・国等に協力する場合

### 54 本人の権利等

- 54.1 個人情報の利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態に置かなければならぬ。
- 54.2 本人からの求めに応じて、当該本人の個人情報は、開示しなければならぬ。
- 54.3 個人情報の内容に誤りがあるときは、本人からの求めに応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で調査し、訂正等を行わなければならない。
- 54.4 個人情報を法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用停止等を行わなければならない。

### 55 苦情の処理

- 55.1 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 55.2 本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など必要な体制の整備に努めなければならない。

### 56 所管部門等

- 56.1 個人情報を適正に管理するために、個人情報保護管理責任者は専務理事とし、個人情報事務取扱責任者は総務委員会の委員長とする。
- 56.2 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議で別に定める。

## 附則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。